

## 8月1日から被保険者証 が変更になる

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険証は、毎年8月1日に新しい保険証に変わります。現在お使いの藤色の保険証は、有効期限が平成21年7月31日までのため、8月1日以降は使えません。8月1日からお使いいただく新しい保険証は緑色です。

役場から、7月下旬までに被保険者の皆さんに郵送しますので、8月1日からはこの緑色の保険証をお使いください。新しい保険証が届いたら、住所、氏名、皆さんが病院などで支払う医療費の「一部負担金の割合（1割または3割）」などを「ご確認ください。」この「一部負担金の割合」は、平成20年中の所得によって決まりますので、前回と割合が違う場合があります。

減額認定証の交付には申請が必要となります。交付を希望される人は、役場の担当窓口に申請してください。有効期限の過ぎた保険証および減額認定証は無効となります。無効となった保険証な

## 保険証の変更・保険料の決定について

# 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）からお知らせ

### 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付には申請が必要

自己負担限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）も、有効期限が「平成21年7月31日」となっているため8月1日以降は使用できません。

減額認定証の交付には申請が必要となります。交付を希望される人は、役場の担当窓口

に申請してください。有効期限の過ぎた保険証および減額認定証は無効となります。無効となった保険証な

### 一部負担金の割合が3割の人

①住民税の基準課税所得額が145万円以上の被保険者  
②①と同じ世帯の被保険者 ※ただし次の条件に当てはまる人は、確定申告書の写しなどを添えて申請することにより、負担割合が「1割」になります。  
◆世帯に被保険者が1人で、その被保険者の収入が383万円未満の人  
◆世帯に被保険者が2人以上いて、その被保険者の収入合計額が520万円未満の人  
◆世帯に被保険者が1人で、同じ世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、被保険者と同じ世帯の70から75歳未満の人の収入合計額が520万円未満の人

### 保険料納付方法・納付月 ●年金差し引き ◆現金または口座振替

納付月▶ ▼徴収方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H22 1月	H22 2月	H22 3月
1 仮徴収されていても確定年金となる人	●	●	●				●		●		●	
2 仮徴収されても普通徴収となる人	●	●	●				◆	◆	◆	◆	◆	◆
3 仮徴収されて確定年金となる人					◆	◆	●		●		●	
4 仮徴収されて確定年金となる人、および既に年金差し引き中止を申し出ている人					◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆

## 出張がんよろず相談を実施します

静岡県立静岡がんセンターから

県立静岡がんセンターでは、県民の皆さんからの「がん」に関する総合相談を受ける窓口として「よろず相談」を設け、電話や対面で毎月900件以上の相談に応じています。

このたび、対面でのよろず相談を利用することが難しかった地域の人たちが相談しやすくなるよう、専門スタッフが地域に出向いて開く「出張がんよろず相談」を実施することになりました。

日時 8月18日(火) 午後1時～4時

場所 藤枝市保健センター

対象 原則として、中部健康福祉センター管内の住民で、がんに関する相談を希望する人

内容 専門スタッフによる対面相談。医師、看護師、ソーシャルワーカーなど、2～3人のチームが、患者・家族からのがんに関する疑問や不安、悩みについて話を伺い、一緒に考え、問題を解決する手助けをします。

その他 この事業は、静岡県厚生部（疾病対策室）からの委託事業として、平成21年6月より平成22年2月までの間、各健康福祉センター・政令指定都市を単位として、月1回程度、静岡がんセンターが実施します。

### 予約・問い合わせ

相談は、事前予約制で先着5組までとし、定員になりしだい締め切ります。

予約受付日 7月27日(月)～8月7日(金)

受付時間 午前8時30分～午後5時  
(土日・祝日を除く)

静岡県立静岡がんセンターよろず相談

☎055 (989) 5392 (出張がんよろず相談予約専用ダイヤル)



どをご自分で処分する際は、細かく裁断するなどして、住所・氏名など他人に知られないよう十分注意してください。本庁（または総合支所）へ返却していただいても結構です。保険証の詐取に注意してください

広域連合や市町の職員を装い「保険証の更新時期になりました。古い保険証を回収します。新しい保険証は後日郵送します」などと説明し、保険証を詐取する事例が発生しています。不審な訪問者があつた場合には、絶対に保険証を渡さずに、警察か、静岡県後期高齢者医療広域連合 ☎054 (270) 5520、または役場担当窓口へご連絡ください。

### 平成21年度長寿医療保険料の決定について

平成21年8月に平成21年度の長寿医療保険料を決定します。これを確定賦課といえます。平成21年4・6・8月に、仮徴収により平成21年度分の保険料を納付されている人は、決定した保険料額から4・6・8月に納めた額を差し引いた、残りの額を納めていただくこととなります。その際、決定した保険料額よりも仮徴収額が大きければ還付されます。納付の方法は、年金差し引きによる方法（特別徴収）と、現金または口座振替による方法（普通徴収）があります。くわしくは、左ページの表を参考にしてください。

納付は、一定の条件に該当する人のみ可能となりますので、本人が希望していても、できない場合があります。あらかじめご了承ください。

### 保険料の軽減措置について

平成21年度は、従来の保険料軽減措置（均等割の7割、5割または2割軽減措置）に加え、次の軽減措置をします。

1 世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下の人は、本来は均等割が7割軽減ですが、平成21年度は8・5割軽減となります。

2 1に当てはまる人のうち、世帯内の被保険者全員が年収80万円以下で、他の所得がない世帯の人は、平成21年度から均等割が9割軽減となります。

3 長寿医療制度に加入する直

前に「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は、平成21年度は均等割が9割軽減となります。

4 年金収入が153万円以上211万円以下※の人は、平成20年度と同様に、所得割が5割軽減となります。

※公的年金収入のみの方の基準です。そのほかの所得がある人は、基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の場合に適用されます。

### 保険料の納付について

皆さんに納めていただく長寿医療保険料は、病院や薬局へ支払われる皆さんの医療費に充てられています。安定的な医療制度を維持していく上で不可欠な財源です。納め忘れないようお願いいたします。また特別な事情があつて保険料の納付が困難などの納付に関する場合は、気軽に役場担当窓口までご相談ください。

相談窓口  
福祉課長寿介護室  
☎(56) 2224  
福祉介護室  
☎(58) 7071

8月1日からの新しい保険証  
緑色をしています▼

